**平成２５年（再イ）第２８号**
兵庫県姫路市西今宿８丁目１番30号レオパレスさくらＡ棟106号室
再生債務者　金子　　晃
1　決議に付する再生計画案　平成25年10月10日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成25年11月１日
3　再生計画案に対する回答期間　平成25年11月８日まで
平成25年10月11日　神戸地方裁判所姫路支部

**平成２５年（再イ）第１２８号**
福岡県大野城市瓦田４丁目５番22号　ユスポワールＢ202号
再生債務者　山本　千鶴
1　決議に付する再生計画案　平成25年９月18日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成25年11月１日
3　再生計画案に対する回答期間　平成25年11月１日まで
平成25年10月11日
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２５年（再イ）第４号**
高知市長浜4391番地８
再生債務者　坂本　　隆
1　決議に付する再生計画案　平成25年８月20日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成25年11月12日
3　再生計画案に対する回答期間　平成25年11月12日まで
平成25年10月15日
高知地方裁判所民事部個人再生係

**小規模個人再生による再生計画認可**

**平成２５年（再イ）第５号**
愛媛県松山市善応寺甲644番地３
再生債務者　掛本チヅ子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　本件再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年10月11日　　松山地方裁判所民事部

**小規模個人再生による再生計画取消**

**平成１５年（再イ）第３１２号**
函館市湯浜町14番３―714号
再生債務者　山田　玲子
1　主文　本件再生計画を取り消す。
2　理由の要旨　平成16年２月６日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成25年10月15日　　函館地方裁判所

**小規模個人再生による再生手続廃止**

**平成２５年（再イ）第２４号**
名古屋市熱田区旗屋町515番地　旗屋マンション５Ｆ号
再生債務者　吉田　高大
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条１号に定める事由がある。
平成25年10月11日
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２５年（再イ）第７号**
山形市若宮２丁目１番13―206号　サンデュヒル若宮
再生債務者　佐藤　光洋
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条１号に定める事由がある。
平成25年10月15日　　山形地方裁判所民事部

**給与所得者等再生による再生手続開始**

**平成２５年（再ロ）第１号**
熊本県八代市永碇町859番地１　101
再生債務者　牛島　　忠
1　決定年月日時　平成25年10月15日午前10時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年11月12日まで
4　一般異議申述期間　平成25年11月26日から平成25年12月３日まで
熊本地方裁判所八代支部

**給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取**

**平成２５年（再ロ）第１００４９号**
神奈川県横須賀市ハイランド４―37―５
再生債務者　谷　　久志
1　意見聴取に付する再生計画案　平成25年10月８日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成25年10月25日まで
平成25年10月11日
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（再ロ）第６号**
福岡市中央区白金１丁目17番１―1301号
再生債務者　布花原　昇
1　意見聴取に付する再生計画案　平成25年10月７日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成25年10月30日まで
平成25年10月９日
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２５年（再ロ）第２号**
相模原市南区大野台１丁目８番31―402号
再生債務者　新家　　浩
1　意見聴取に付する再生計画案　平成25年10月４日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成25年11月１日まで
平成25年10月11日
横浜地方裁判所相模原支部

**平成２５年（再ロ）第８号**
神戸市須磨区妙法寺字口ノ川23番地の13
再生債務者　川元　之久
1　意見聴取に付する再生計画案　平成25年10月３日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成25年11月１日まで
平成25年10月11日
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

**平成２５年（再ロ）第２号**
北海道苫小牧市日新町４丁目11番２―505号
再生債務者　加藤マサ子
1　意見聴取に付する再生計画案　平成25年10月１日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成25年11月８日まで
平成25年10月11日
札幌地方裁判所苫小牧支部

## 会社公告

**合併公告**
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十五年七月一日
掲載頁　八十九頁（号外第一四一号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十五年七月十二日
掲載頁　一一〇頁（号外第一五二号）
平成二十五年十月二十三日
石川県金沢市大浦町ハ五五番地
（甲）株式会社フレッシュ
代表取締役　松井秀太郎
富山県高岡市笹川二二六〇〇番地
（乙）株式会社井上誠昌堂
代表取締役　阿部　　修

**組織変更公告**
当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
平成二十五年十月二十三日
北海道雨竜郡妹背牛町字妹背牛七八番地八
有限会社妹背牛商事
取締役　金森　慎二

**組織変更公告**
当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。
効力発生日は平成二十五年十一月二十五日であり、組織変更後の商号は株式会社関田材木店とします。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
平成二十五年十月二十三日
三重県伊賀市阿保五五番地
合名会社関田材木店
代表社員　関田　　淳

**組織変更公告**
当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
平成二十五年十月二十三日
大阪市中央区島之内二丁目一九番二二号大長堀ビル五階
合同会社ａｍｕｓｅ　ｏｎｅｓｅｌｆ
代表社員　佐野　一栄